

昭和五年年度大會議題

(議題審査委員會決定案)

第一号議案

船内における八時間労働制確立実施に関する件

理由

船舶乗組員の労働時間が一日八時間一週四十八時間たるべき事は現在各船内
に於て慣習的実施されつゝある当直時間に見ても又や二回及や十三回三回三回
總會議題として審議されたる同問題の趣旨より見て当然すぎる程の事である
従つて船舶内一日八時間一週四十八時間制を確立実施する事は各種労働問
題を海上労働大衆本位に解決する關鍵であると同時に我国最重要産業たる海
運に眞に合理的にして且つ効果的たる能率増進を賦與し無駄を除去するた
りの唯一絶対的方法なりと信するからである。

実行方法

現在既に実施されつゝある一日八時間当直制乃至は勤務制を維持する事に極
力努力し未だこの原則の実現せざる各船各部乗組員に於いてはこの制度を確
立すべく船主に交渉すると同時に又や十五回回同労働總會の議題たるこの
題に於ける我々政府の答答案中に吾人の主張の実現するやう政府に要求する

第二号議案

船舶乗組員(船運を含む)制度確立の件

理由